

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年12月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第57号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第2号中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第22条本文中「162時間」を「157時間」に改める。

第23条第3項本文中「8時間を超える」を「7時間45分を超える」に改める。

第23条の2中「3, 434分の100」を「3, 328分の100」に改める。

第23条の3第1項第2号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第23条の4第1項第2号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第3号中「162」を「157」に、「8」を「7.75」に改める。

第24条第3項中「8分の1」を「775分の100」に改める。

第24条の6第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第4号様式1注及び備考以外の部分並びに同様式2注及び備考以外の部分中「第20条の5」を「第20条の6」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)